

# AI時代の知的財産権と「プリンシプル・コード」：技術革新と権利保護の対立軸

生成AIの急速な普及に伴う知的財産権の課題と、政府が提示した「プリンシプル・コード(案)」を巡る権利者側と産業界の説い対立構造を可視化し、今後の規制の方向性を伝える。

## 権利者側 (日本新聞協会、CODA等)



### 実効的な保護と適正な対価還元

無秩序な学習によるディープフェイクやハルシネーション、報道コンテンツへの「フリーライド」を阻止し、オプトイン(事前許諾)ベースのルール構築を求めています。

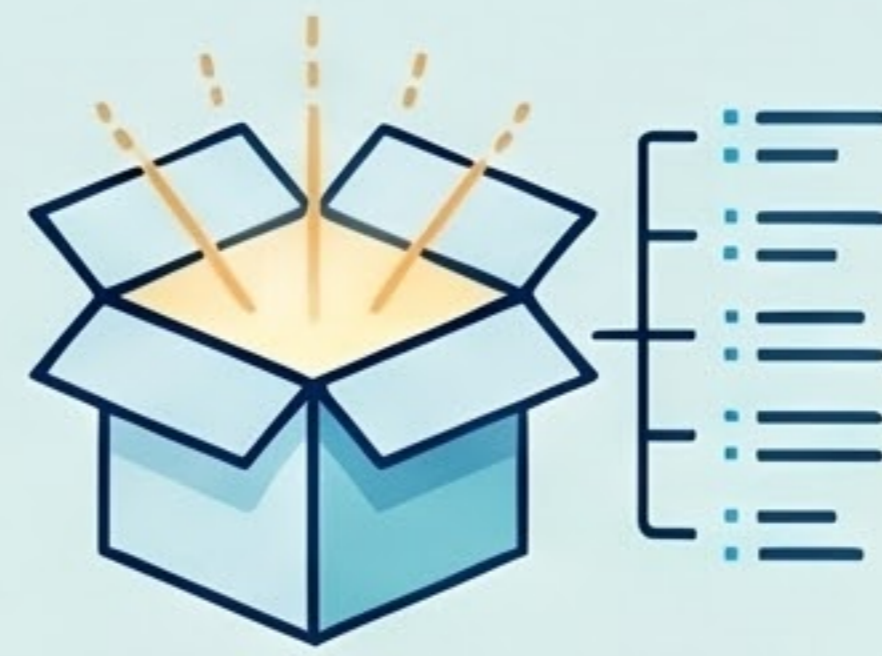
#### オプトインを保護

生成AIの優越にゲーブフェンの商標やフェイクを退ませを接続。

#### 事則許諾の還元

著作権法や露出せずに阻止とし、それな生鮮間が確拠に対す。

## プリンシプル・コード(仮称)(案)の2大原則



### 原則1: 事前開示による透明性確保

モデル仕様や学習データの属性を一般公開。モデル名称、学習データの種別(ウェブクローラ等)、クローリング制御(robots.txt遵守)などの情報を恒久的に開示させ、ブラックボックスを解体します。



### 原則2: 法的手続を前提とした事後対応

権利侵害が疑われる関の個別関合への回答。訴訟準備中の権利者に対し、特定のURLが学習データに含まれるか開示を求めますが、事業者の負担軽減のための「容易に確認可能な範囲」という注釈が実効性の争点となっています。

## 著作権法第30条の4を巡る法理的論争



「認識(情報処理)」  
AI学習の目的が「非享受」



「享受(味わい楽しむ)」  
から「享受」へ変質

従前の機械学習はパターンの「認識」が生じたが、生成AIは特定の画像を模倣するなど、利用者が変遷を「享受」する目的が介在するため、権利制約の適用外とする見解が強まっています。

## 産業界側 (JIPA、BSA等)



### ソフトローの維持とイノベーションの推進

過度な規制は日本のAI競争力を削ぎ、詳細なデータ開示は営業秘密やノウハウの流出に繋がること、法的強制力のない柔軟な枠組みを要望しています。



#### 著作権法30条の4「但書」の厳格化

著作権者の利益を「不当に害する場合」の明確化、情報解析のための利用であっても、著作権者の市場と拮抗する場合は合法とは言えないことを社法に遷延規制する必要があります。

## 今後の展望: ソフトローからハードローへ



### ソフトロー(自主規範)

自民党による「罰則付き規制」の提言。運用見直しと実効性確保のための政治的介入。ソフトローでは不十分との判断から、AI事業者への調査に実効性を持たせるための罰則格闘が政府に求められています。



### ハードロー(法的規制)

国際動向(EU AI Act等)との調和。グローバル基準に合わせた「包括的規制」への移行。EUのような制約を伴うハードロー化が進む中、日本独自の備い規制が国際市場での法的リスクを担う懸念があり、人格権保護を含む新立法の議論が加速しています。